



長野県報

10月15日(木)
平成21年
(2009年)
第2108号

目 次

条 例

資金積立基金条例の一部を改正する条例（財政課）	4
長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（水大気環境課）	4
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（農業政策課）	4
長野県議会委員会条例の一部を改正する条例（議事課）	5
長野県議会基本条例（調査課）	5
高等学校設置条例の一部を改正する条例（高校教育課）	7
長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（生活安全企画課）	7

告 示

平成21年10月9日成立した平成21年度補正予算の要領（財政課）	8
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく特定鳥獣の狩猟期間の延長（森林づくり推進課野生鳥獣対策室）	9
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく特定鳥獣の捕獲等の禁止又は制限の解除（森林づくり推進課野生鳥獣対策室）	10
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	10
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	10
銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定（生活安全企画課）	10

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	11
特定調達契約に係る落札者の決定（税務課）	11
准看護師試験の実施（医療政策課）	11
一般競争入札（医療政策課）	12
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（2件）（産業政策課）	13
家畜伝染病発生の届出（園芸畜産課）	14
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく特定鳥獣保護管理計画の策定及び公表（森林づくり推進課野生鳥獣対策室）	14
第2期特定鳥獣保護管理計画の変更及び公表（森林づくり推進課野生鳥獣対策室）	15
一般競争入札（2件）（病院事業局）	15
一般競争入札（河川課）	16
一般競争入札（ものづくり振興課）	17

本号で公布された条例のあらまし

◇ 資金積立基金条例の一部を改正する条例（条例第39号）

- 1 国の経済危機対策における地域の公共投資、高等学校等の生徒の修学支援、社会福祉施設等の耐震化のための施設整備等、災害拠点病院等の耐震化のための施設整備及び地球温暖化対策等の実施に伴い、基金の造成を図ることとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第40号）

- 1 土壌汚染対策法の一部改正に伴い、新たに汚染土壌処理業の許可に係る手数料の額を定めることとしました。
- 2 この条例は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律の施行の日（一部の規定は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定の施行の日）から施行します。

◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第41号）

- 1 農地法の一部改正に伴い、農地を確保するとともに、貸借を通じた農地の有効利用を進めるための事務について、市町村に移譲していく事務に追加するほか、所要の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、農地法等の一部を改正する法律の施行の日から施行します。

◇ 長野県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第42号）

- 1 委員会を原則公開とすることとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県議会基本条例（条例第43号）

- 1 議会に関する基本的な事項について定めることにより、議会が県民の負託に的確にこたえ、もって県民の福祉の向上及び県勢の発展に寄与するため、条例を制定しました。

(1) 議会の基本理念及び基本方針、議員の責務並びに議員活動の原則

ア 基本理念

議会は、県の意思決定を担う議決機関としての責任を自覚し、その権能を最大限に活用して地方分権の時代にふさわしい役割を担い、眞の地方自治の実現を目指すものとすることとしました。

イ 基本方針

議会は、次に掲げる基本方針に基づき議会活動を行うものとすることとしました。

- a 知事等の事務の執行に対する監視機能の強化を図り、これを發揮すること。
- b 政策の立案及び提言に関する能力の向上を図り、これらに積極的に取り組むこと。
- c 議員相互間の討議を活用する等合議制の機関として適切な運営を行うこと。
- d 県民の意見を的確に把握し、県政に反映させること。

ウ 議員の責務

議員は、県民の代表として、県民及び県全体の利益を考え、県民の負託にこたえる責務を有することとしました。

エ 議員活動の原則

議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとすることとしました。

- a 資質の向上を図るために、研さんによる努力すること。
- b 県政に関する課題及び県民の意見を把握すること。
- c 議員活動について県民に説明すること。

(2) 議会の監視機能の強化

ア 議会は、知事等の事務の執行が、適正に、かつ、公平性及び効率性をもって行われているかどうかを監視するとともに、その効果及び成果について評価するものとすることとしました。

イ 議会は、地方自治法に定める権限を的確に行使するものとすることとしました。

ウ 議会は、知事から提出された議案を審議するに当たっては、その議案について論点を明らかにするものとすることとし、知事等は、知事が提出した議案における基本計画に関する政策及び施策について、その必要性等を議会に説明するよう努めなければならないこととしました。

エ 知事等は、その事務の執行に当たっては、議会の決議等の趣旨を尊重するよう努めるものとすることとし、知事は、議会活動に関する予算の調製に当たっては、必要な議会活動の実施に配慮するよう努めるものとすることとしました。

(3) 議会の政策の立案及び提言

ア 議会は、政策の立案及び提言を積極的に行うものとすることとしました。

イ 議会は、政策の立案及び提言に関する能力の向上を図るため、議員が研修に参加する機会の確保等に努めるものとすることとした。

(4) 議会の運営

議会は、合議制の機関として適切な運営を行わなければならないこととし、委員会は、議員相互間の討議を活用し、その機能を十分に発揮するよう努めなければならないこととしました。

(5) 県民と議会との関係

ア 議会は、委員会における公聴会、参考人制度等の積極的な活用に努めなければならないこととし、請願、陳情等を、誠実に処理するものとすることとしました。

イ 議会は、委員会等を原則として公開するとともに、広報及び広聴の充実に努めるものとすることとしました。

(6) 議会改革

議会は、継続的に議会改革に取り組むものとし、必要がある場合には、議会改革推進会議を設けるものとすることとしました。

(7) 議員の政治倫理

議員は、公正、誠実及び清廉を基本として常に品位を保持するよう努めなければならないこととしました。

(8) 議会事務局

議会は、議会事務局の機能の充実強化及び体制の整備に努めるものとすることとしました。

2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 高等学校設置条例の一部を改正する条例（条例第44号）

1 長野市、上水内郡信州新町及び同郡中条村の合併に伴い、長野県長野西高等学校中条校、長野県中条高等学校及び長野県犀ヶ岳高等学校の位置を長野市に改めることとしました。

2 この条例は、平成22年1月1日から施行します。

◇ 長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第45号）

1 銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴い、審査に要する経費が増加することから、手数料の額を改定するとともに、新たな事務に係る手数料の額を定めることとしました。

2 この条例は、平成21年12月4日から施行します。

資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年10月15日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第39号

資金積立基金条例の一部を改正する条例

資金積立基金条例（昭和39年長野県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県地域活性化・生活対策臨時基金の項の次に次のように加える。

長野県公共投資 臨時基金	公共投資の円滑な実施を図る。	公共投資の円滑な実施に要する費用の財源に充てる。
-----------------	----------------	--------------------------

別表の長野オリンピック記念基金の項の次に次のように加える。

長野県高校生修学支援基金	経済的理由により修学困難な高等学校等の生徒の修学を支援することにより、教育機会の確保を図る。	経済的理由により修学困難な高等学校等の生徒の修学の支援に要する費用の財源に充てる。
--------------	--	---

別表の長野県障害者自立支援対策臨時特例基金の項の次に次のように加える。

長野県社会福祉施設等耐震化等 臨時特例基金	社会福祉施設等の耐震化のための施設整備等の促進を図る。	社会福祉施設等の耐震化のための施設整備等の促進に要する費用の財源に充てる。
--------------------------	-----------------------------	---------------------------------------

別表の長野県安心こども基金の項の次に次のように加える。

長野県医療施設 耐震化臨時特例 基金	災害拠点病院等の耐震化のための施設整備の促進を図る。	災害拠点病院等の耐震化のための施設整備の促進に要する費用の財源に充てる。
--------------------------	----------------------------	--------------------------------------

別表の長野県環境自然保護基金の項の次に次のように加える。

長野県グリーン ニューディール 基金	地球温暖化対策等の推進を図る。	地球温暖化対策等の推進に要する費用の財源に充てる。
--------------------------	-----------------	---------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

財政課

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年10月15日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第40号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中34の2の項を34の3の項とし、34の項の次に次のように加える。

34の2 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）に関する事務

区分	単位	金額
土壤汚染対策法第22条第1項の規定による汚染土壤処理業の許可の申請に対する審査	1件	240,000円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、改正法附則第2条第1項の規定の施行の日から施行する。

（施行日前に受けようとする汚染土壤処理業の許可の申請に対する審査に係る手数料）

2 この条例の施行の日前に改正法附則第2条第1項の規定により改正法による改正後の土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の許可の申請に対する審査を受けようとする者は、手数料24万円を納めなければならない。

水大気環境課

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年10月15日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第41号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の30の2の項を次のように改める。

30の2 農地法（昭和27年法律第229号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの	上田市、中野市、辰野町、箕輪町、南箕輪村、王滝村及び飯綱町
(1) 第3条第1項の規定による農地又は採草放牧地の権利移動の許可	
(2) 第3条第4項の規定による通知	
(3) 第3条第5項（第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付加（(1)及び(1)の許可に係るものに限る。）	
(4) 第3条第6項の規定による条件の付加及び報告の受理	
(5) 第3条の2第1項の規定による必要な措置の勧告	
(6) 第3条の2第2項の規定による許可の取消し	
(7) 第4条第1項の規定による農地の転用の許可（同一の事業の目的に供するための2ヘクタールを超える農地の転用に係るものを除く。(1)において同じ。）	
(8) 第4条第3項（同条第6項、第5条第3項及び同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による長野県農業会議からの意見の聴取（(7)及び(1)の許可並びに(10)及	

び(12)の協議に係るものに限る。(20)から(23)までにおいて同じ。)
(9) 第4条第4項の規定による条件の付加((7)の許可に係るものに限る。)
(10) 第4条第5項の規定による農地の転用の協議
(11) 第5条第1項の規定による農地等の転用のための権利の設定又は移転の許可(同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を設定し、又は移転する行為に係るものを除く。(12)において同じ。)
(12) 第5条第4項の規定による農地等の転用のための権利の設定又は移転の協議
(13) 第18条第1項の規定による農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可
(14) 第18条第3項の規定による長野県農業会議からの意見の聴取
(15) 第18条第4項の規定による条件の付加((13)の許可に係るものに限る。)
(16) 第49条第1項の規定による立入調査等((1)、(7)、(11)及び(13)の許可、(6)の許可の取消し、(20)の処分、(22)の代執行及び公告並びに(23)の費用の徴収に係るものに限る。(17)及び(18)において同じ。)
(17) 第49条第3項の規定による通知
(18) 第49条第5項の規定による損失の補償
(19) 第50条の規定による長野県農業会議又は農業委員会からの報告の徴取((1)から(18)まで及び(20)から(23)までの事務に係るものに限る。)
(20) 第51条第1項の規定による違反転用に対する処分
(21) 第51条第2項の規定による命令書の交付
(22) 第51条第3項の規定による代執行及び公告
(23) 第51条第4項の規定による原状回復等の措置に要した費用の徴収

附 則

この条例は、農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)の施行の日から施行する。

農業政策課

長野県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年10月15日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第42号

長野県議会委員会条例の一部を改正する条例

長野県議会委員会条例(昭和35年長野県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第18条の見出しを「(委員会の公開)」に改め、同条第1項中「議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる」を「これを公開する」に改め、同項ただし書中「したときは、この限りでない」を「することができる」に改め、同条第2項中「必要」を「秩序を保持するため必要」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。
第19条を次のように改める。
第19条 削除
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議事課

長野県議会基本条例をここに公布します。

平成21年10月15日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第43号

長野県議会基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 議会の監視機能の強化(第6条—第9条)

第3章 議会の政策の立案及び提言(第10条・第11条)

第4章 議会の運営(第12条)

第5章 県民と議会との関係(第13条—第15条)

第6章 議会改革(第16条—第18条)

第7章 議員の政治倫理(第19条)

第8章 議会事務局(第20条)

附則

平成12年4月の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)の施行により、機関委任事務が廃止されるなど地方分権に向けた取組が一步前進し、さらに、地方分権改革推進法(平成18年法律第111号)に基づき、第二期地方分権改革が進められている中、住民が地方公共団体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の一翼を担う存在として、地方議会の果たすべき役割及び責務の重要性はますます増大している。

本県議会は、これまで、政策に関する条例の制定、調査権及び検査権の行使、意見書及び決議による政策の提言等その持てる権能を活用し、活発な議会活動を行うとともに、政務調査費の使途の透明性の確保をはじめとする様々な議会改革に取り組んできた。こうした足跡を踏まえつつ、本県議会は、眞の地方自治の実現に向け、今後も、知事その他の執行機関とは緊張ある関係を保ち、知事その他の執行機関の事務の執行に対する監視機能を發揮し、政策の立案及び提言に積極的に取り組むとともに、合議制の機関として適切な運営を行うこと及び県民の意見を県政に反映させることにより、地方分権の時代にふさわしい議会のあり方を探求していくものである。

ここに、本県議会は、たゆみない議会改革を推進するという決意の下、議会の基本理念及び基本方針、議員の責務、議員活動の原則、議会と知事その他の執行機関との関係、県民と議会との関係等を明らかにし、将来にわたって県民の負託にこたえていくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、長野県議会(以下「議会」という。)の基本理念及び基本方針、長野県議会議員(以下「議員」という。)の責務、議員活動の原則その他の議会に関する基本的な事項について

て定めることにより、議会が県民の負託に的確にこたえ、もって県民の福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。
(基本理念)

第2条 議会は、県の意思決定を担う議決機関としての責任を自覚し、その権能を最大限に活用して地方分権の時代にふさわしい役割を担い、眞の地方自治の実現を目指すものとする。

(基本方針)

第3条 議会は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき議会活動を行うものとする。

- (1) 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）の事務の執行に対する監視機能の強化を図り、これを發揮すること。
- (2) 政策の立案及び提言に関する能力の向上を図り、これらに積極的に取り組むこと。
- (3) 議員相互間の討議を活用する等合議制の機関として適切な運営を行うこと。
- (4) 県民の意見を的確に把握し、県政に反映させること。

(議員の責務)

第4条 議員は、県民の代表として、県民及び県全体の利益を考え、県民の負託にこたえる責務を有する。

(議員活動の原則)

第5条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 資質の向上を図るため、研さんに努めること。
- (2) 県政に関する課題及び県民の意見を把握すること。
- (3) 議員活動について県民に説明すること。

第2章 議会の監視機能の強化

(監視及び評価)

第6条 議会は、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係を保持しながら、知事等の事務の執行が、適正に、かつ、公平性及び効率性をもって行われているかどうかを監視するものとする。

2 議会は、決算の認定に係る議案の審議等を通じて、知事等の事務の執行の効果及び成果について、評価するものとする。

(県政に関する調査等の権限等)

第7条 議会は、知事等の事務の執行に対する監視機能を最大限に發揮するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第1項の規定による県の事務に関する調査の権限その他の同法に定める権限を的確に行使するものとする。

(議案の審議等)

第8条 議会は、知事から提出された議案を審議するに当たっては、その議案について論点を明らかにするものとする。

2 知事等は、知事が提出した議案における長野県基本計画の議決等に関する条例（平成17年長野県条例第50号）第2条に規定する基本計画に関する政策及び施策について、その必要性、当該基本計画における位置付け、財源措置等を議会に説明するよう努めなければならない。

(議会の決議等の尊重等)

第9条 知事等は、その事務の執行に当たっては、当該執行に係る議会の決議等の趣旨を尊重するよう努めるものとする。

2 知事は、議会活動に関する予算の調製に当たっては、必要な議会活動の実施に配慮するよう努めるものとする。

第3章 議会の政策の立案及び提言

(政策の立案及び提言)

第10条 議会は、議員、常任委員会又は特別委員会の提案による政策に関する条例の制定、知事等の事務の執行に係る決議等を通じて、政策の立案及び提言を積極的に行うものとする。

2 会派は、政策の立案及び提言に関し、会派相互間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

(研修、調査研究等)

第11条 議会は、政策の立案及び提言に関する能力の向上を図るために、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 議員が研修に参加する機会の確保
- (2) 図書室の充実強化
- (3) 市町村議会との交流及び連携

第4章 議会の運営

(議会の運営)

第12条 議会は、県民に開かれた運営を行うとともに、合議制の機関として適切な運営を行わなければならない。

2 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、議員相互間の討議を活用し、その機能を十分に發揮するよう努めなければならない。

第5章 県民と議会との関係

(県民の意見の把握)

第13条 議会は、県民の意見を的確に把握し、県政に反映させるため、委員会における公聴会、参考人制度等の積極的な活用に努めなければならない。

2 議会は、請願、陳情等を、政策に関する提案とともに、誠実に処理するものとする。

(委員会等の公開)

第14条 議会は、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を原則として公開する。

(広報及び広聴の充実)

第15条 議会は、多様な手段を活用することにより、広報及び広聴の充実に努めるものとする。

第6章 議会改革

(議会改革の推進)

第16条 議会は、地方分権の時代にふさわしい役割を担うため、継続的に議会改革に取り組むものとする。

(議会改革推進会議)

第17条 議会は、議会改革に取り組むため必要がある場合には、議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、議会改革推進会議を設けるものとする。

(政務調査費)

第18条 議会は、政務調査費の使途の透明性の確保に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 政務調査費の交付に関しては、別に条例で定めるところによる。

第7章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第19条 議員は、県民の負託により県民の代表として県政に携わる権能と責務を有することを深く認識するとともに、公正、誠実及び清廉を基本として常に品位を保持するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、議員の政治倫理に関しては、別に定めるところによる。

第8章 議会事務局

(議会事務局)

第20条 議会は、政策の立案及び提言に関する能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の充実強化及び体制の整備に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(見直し)

2 議会は、県民の意見、議会を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

調査課

高等学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年10月15日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第44号

高等学校設置条例の一部を改正する条例

高等学校設置条例（昭和39年長野県条例第64号）の一部を次のように改正する。

長野県長野西高等学校
別表の 長野県長野西高等学校中條校 の項中
「

長野市
上水内郡中條村

」を「

長野市

」に改め、同
表中 「

上水内郡中條村
上水内郡信州新町

」を「

長野市
長野市

」に改め
る。

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

高校教育課

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年10月15日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第45号

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第8条第9号中「7,900円」を「8,900円」に改め、同号を同条第11号とし、同条第8号中「7,900円」を「8,900円」に改め、同号を同条第10号とし、同条中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げる、同条第3号中「21,000円」を「22,000円」に改め、同号を同条第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 法第5条の5第1項の規定による獣銃の操作及び射撃の技能に関する講習

技能講習手数料 12,300円

第8条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第4条の3第1項（法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による認知機能に関する検査

認知機能検査手数料 650円

第8条に次の4号を加える。

(12) 法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定

年少射撃資格認定手数料 9,600円（法第9条の13第1項の規定による認定を受けようとする者が、県内において同時に他の同項の規定による認定を受けようとする場合における当該他の同項の規定による認定については、5,900円）

(13) 法第9条の13第3項において準用する法第7条第2項の規定による年少射撃資格認定証の書換え

年少射撃資格認定証書換え手数料 1,800円

(14) 法第9条の13第3項において準用する法第7条第2項の規定による年少射撃資格認定証の再交付

年少射撃資格認定証再交付手数料 1,900円

(15) 法第9条の14第1項の規定による年少射撃資格の認定のための講習会の講習

年少射撃資格講習手数料 9,700円

別表第3の1中「5,400円」を「6,800円」に、「3,100円」を「4,300円」に、「9,000円」を「10,500円」に、「5,300円」を「6,700円」に改め、同表の3中「5,800円」を「7,200円」に、「3,500円」を「4,800円」に、「5,400円」を「6,800円」に、「3,100円」を「4,400円」に改める。

附 則

この条例は、平成21年12月4日から施行する。

生活安全企画課